

定年の延長について

1. 定年の延長についての申し入れ

2025年2月26日(水)事務折衝にて昨年の団体交渉にて前向き検討とされた正職員の定年の延長について、令和7年4月1日から改定を行うように法人に申し入れを行いました。

2. 定年延長についての具体的内容案

内容	現状	提案
年齢	60歳	70歳 ただし、60歳時点で法人と職員が話し合い、嘱託職員としての再雇用か定年延長を選ぶかの選択をすることができるようにしたい。
定期昇給	55歳まで	65歳まで
令和7年3月31日に定年となる職員	-	特例で定年延長の対象としたい

3. 組合から

昨年末に行った組合アンケートからも人手不足による就労環境の悪化の訴えが多くあった。定年を延長することにより、処遇を変えずに働くことができる環境を作ること、職員の離職を防ぎたい。また、2025年度から、厚生年金の支給開始年齢が一部65歳に引き上げられることから、職員が生活の不安なく経験・能力を活かして活躍することができるように、定年の延長について早急に協議を行い、2025年4月1日からの就業規則改正に向けて強く法人に求めたい。

4. 次回協議予定

日時：2025年 3月5日(水) 16:00～

この件についてご意見がありましたら下記までお願い致します。

F A X 011-859-1232

電 話 011-859-1231

電子メール noteunion@note.or.jp

--

事業所名	
------	--